

# 料金のご案内

2019年10月1日現在  
杉山社会保険労務士事務所

## ① 顧問契約・給与計算パック

※表示はすべて税抜価格です。

- ・手続業務、相談業務を継続的にご受けします。
- ・給与計算は、労務管理と密接に関連します。給与計算を合わせてご依頼いただくことで、当事務所も職員の状況を把握しやすく、迅速なご指摘・ご提案が可能です。

職員数	5人以下	6～10人	11～20人	21～30人	31～50人	51～70人
月額	18,000円	30,000円	42,000円	55,000円	70,000円	90,000円
職員数	71～100人	101～150人	151～200人	201～250人	251～300人	301人以上
月額	112,000円	145,000円	178,000円	210,000円	252,000円	別途ご相談

### ●オプション

1. タイムカード集計 → 月額800円×人数
  2. 年末調整業務 → 基本料10,000円＋(1,000円×人数) ※初回のみ、初期設定料がかかります。
- ※職員数は、事業主・常勤役員・パート・アルバイト・登録ヘルパー等を含みます。

## ② 基本顧問契約(給与計算なし)

職員数	5人以下	6～10人	11～20人	21～30人	31～50人	51～70人
月額	15,000円	25,000円	35,000円	45,000円	55,000円	70,000円
職員数	71～100人	101～150人	151～200人	201～250人	251～300人	301人以上
月額	90,000円	120,000円	150,000円	180,000円	220,000円	別途ご相談

### ○顧問契約に含まれるもの

- ・職員の採用・退職等に伴う、労働・社会保険関係の諸手続
- ・労働保険料の年度更新、社会保険料の算定基礎届、賞与支払届等の作成・届出
- ・労災保険に関する諸手続
- ・高年齢雇用継続給付、育児休業給付等の手続
- ・就業規則、社内諸規程に関する相談・助言
- ・労務管理全般に関する相談

☆月に1回は定期訪問し、最新の法改正情報や、経営に役立つ情報をお届けします。

※地域によって、訪問加算料金をいただく場合があります。

### ▲顧問契約に含まれないもの

- ・就業規則、社内諸規程の作成・変更 ・各種助成金の申請
- ・個人に関する業務(年金請求・失業給付申請など) ・求人票の作成、ハローワークへの提出代行

## ③ 労務顧問(アドバイザー顧問)

- ・手続き業務は行わず、社内規程の監修・作成支援、労務管理全般に関する相談・助言、助成金に関する情報提供・申請支援、月1回の定期訪問等を行います。
- 事業所の規模・職員数などに応じて、お見積りいたします。

目安：月額12,000円(職員10人以下) ～ 50,000円(職員101人以上)

#### ④ 就業規則の簡易診断

・貴社の就業規則をチェックし、法改正への対応や問題点をご指摘いたします。

**無 料**

※無料診断は本則のみ（給与規程、育休規程等は除く）です。

#### ⑤ 就業規則・諸規程の作成・変更

・訪問ヒアリング・打ち合わせ、規則作成、労働基準監督署への届出までの一式です。

就業規則の新規作成	200,000円～
就業規則の変更	50,000円～
諸規程の作成・変更	各100,000円～

※規程の数、内容等により、別途ご相談させていただくことがあります。

※顧問契約を結んでいる事業所様は、割引させていただきます。

#### ⑥ 各種助成金申請

着手金	30,000円
成功報酬	受給額の15%

※助成金には諸々の条件があるため、受給の確約はできません。予めご承知ください。

※顧問契約を結んでいる事業所様は、成功報酬を10%といたします。

#### ⑦ 労働・社会保険の新規適用

・新たに事業を始めた場合など、労働・社会保険へ加入する際の手続です。

職員数	健康保険・厚生年金保険	労災保険・雇用保険
1～4人	50,000円	50,000円
5～9人	70,000円	70,000円
10～19人	100,000円	100,000円
20人以上	1人増すごとにプラス1,000円	

※同時に顧問契約を結んでいただける場合は、大幅に割引します。

#### ⑧ スポット相談

・顧問契約を結んでいる事業所様以外の、単発のご相談をお受けする場合があります。

訪問相談	30分 5,000円 + 交通費(1km30円+高速料金)	初回相談無料！ (交通費は除く)
電話・メール	1回 3,000円	

※複雑な事案の場合、電話・メールではなく訪問相談をご提案する場合があります。

◆上記の金額はすべて税別料金です。別途消費税(10%)を申し受けます。

◆上記は標準的な料金であり、ご希望に応じてカスタマイズしてご提案します。

法人・事業所の実情を考慮し、個別にお見積りしますので、まずはお気軽にご相談ください。

**杉山社会保険労務士事務所** 〒380-0803 長野市三輪3-16-12-103

Tel:026-217-3152 Fax:026-217-3153

HP:<http://www.sugiyama-sr.net/> メール:[mail@sugiyama-sr.net](mailto:mail@sugiyama-sr.net)